

# NEWS

吉村敏男県議会活動報告

Vol.25

風を通そう!

吉  
村  
敏  
男

福岡県議会議員  
〔飯塚市・嘉穂郡(桂川町)選挙区〕

よしむらとしお



△9月14日、現地視察(写真左から2番目が小川知事、4番目が斎藤市長、私)

## 飯塚産廃訴訟住民側勝訴

飯塚市内住地区の住民が、同地区にある産業廃棄物処分場(安定型)に埋められている違法廃棄物の撤去を求めた「義務付け訴訟」で本年7月3日、最高裁は、福岡県側の上告を「憲法違反などの上告理由に該当しない」と退け、処分場に違法に搬入された有害廃棄物の撤去を求める住民側の訴えを認め、「生活環境の保全に必要な措置を講じるよう」県に義務付けた福岡高裁判決が確定しました。

## 11年に及ぶ訴え、問われる県の姿勢

この処分場は1985年に操業を始め、経営者が変わり、安定5品目のみを処分できる「安定型産業廃棄物処分場」として変更許可された2001年頃から、周辺に悪臭や黒い汚水が流出し、違法産廃の搬入も度々目撃され、住民が保健所に訴えました。その結果、基準値を超える有害物質が確認されたことから、2002年県は改善命令を出しました。しかし、違法産廃の搬入はその後も続き、2004年に福岡地裁飯塚支部で操業停止の仮処分は認められたものの、廃棄物は放置されたままで改善は一向に進みませんでした。その後、2005年に行政訴訟法が改正され、当事者以外にも訴えの資格が拡大されたことから、住民側は同年に福岡県を相手に提訴しましたが、2008年の一審では「違法産業廃棄物の存在は認めたものの直ちに健康被害の恐れはない」と敗訴しました。しかし、2011年の二審の福岡高裁判決では、処分場の調査で地下から基準を上回る鉛が検出されたことから、「住民の健康に損害が生じる恐れがある」と判断、「県が業者に産廃を除去するよう措置命令をださないことは違法」として住民が勝訴。二審判決後、住民側の上告取り止めや業者への改善命令の発出についての度重なる申し入れに対し、県は「過去に指導しており違法性はない」として何らの改善措置を取ることなく上告しました。これは、産廃の違法投棄を県が放置したことにより、住民が長年にわたり、生活環境の悪化に悩まされ、精神的にも、体力的にも、裁判費用の面からも苦難を強いられたことを考えると、県民無視の誠に遺憾な対応と言わざるをえません。

## 産廃問題に無関心だった麻生前県政・県議会は上告取り下げ決議

この問題が発生して以降、私や我が会派は代表質問や一般質問において幾度となく取り上げ、県の責任を質してきました。特に2011年2月7日の福岡高裁での住民側勝訴の判決後は民主党、県政クラブの代表として私が提案した「旧筑穂町の産業廃棄物処分場の問題に関する決議」において「違法な廃棄物の存在は争いがたい事実」として、ほぼ全会派(1名反対)の圧倒的賛同を得て、県の上告取り下げを決議しました。しかし、経済産業省出身で「経済発展には産廃捨場は必要(違法に産廃を処分することが問題なのですが…。)」との立場の麻生前知事は、「直ちに被害はない」と裁判で決着をつけることに固執。この知事の姿勢は県内の他の産廃問題に対する県の対応を見ても、私たちの目から見ると麻生前知事は水素やバイオなどの産業政策には熱心だが、産廃問題にはまるで無関心と映りました。廃棄物処理法は「住民の生活環境に支障が出たとき、知事は産廃を除去する措置を命令する権限がある」と規定しており、県の完敗ともいえる今回の最高裁判決は知事の権限でできることを裁判でしかその可否を判断しない無責任な姿勢として厳しく問われなければならぬと思います。

## 現地調査に1億6千3百万円計上

小川知事は最高裁判決後の記者会見で「最高裁の判断まで時間がかかったことを心苦しく、申し訳ない」と住民に対し初めて謝罪し、7月20日開催された第1回の専門家会議では、傍聴した住民の意見を聞くように指示すると同時に現地のボーリング調査では当初、調査箇所は7ヶ所でしたが、「それでは不充分」とする住民の指摘に対し、調査箇所を13ヶ所に増やすなど、遅きに失した所もありますが、そのための費用として九月県議会の補正予算では「飯塚市の最終処分場に係わる措置命令の内容を決定するための調査等に要する経費」として1億6千3百万円が計上されました。これは過去の環境部の予算とし

## 知事、初の現地視察。本県産廃行政の大転換を求める

こうした中、9月14日の九月定例議会初日、小川知事は私たちが強く求めて来た内住の産廃処分場を初めて視察しました。今、県内各地で産廃処分場をめぐる問題が発生していますが、今回の現地視察は、「県民幸福度日本一」を政策目標として掲げる知事が、過去の本県の産廃行政を転換し、県民の思いに寄添う姿勢を示した大きな節目となる行動として評価できます。今後の知事の本県産廃行政における積極的関与を期待したいと思います。



## 違法廃棄物が確認されれば全量撤去を!

ボーリング調査の結果、違法産廃の投棄が確認された場合、業者に撤去の全責任があり県は全量撤去の措置命令を出すことは当然です。しかし、業者がすでに倒産している現状を考えれば、これまでの住民の切なる願いを無視してきた大きな責任もあり県が行政代執行を行なうべきです。

知事は、「ボーリング調査に基づく必要な措置命令は今年度末までに行う」と答弁していますが、それでは余りに遅すぎます。住民の不安を一刻も早く取り除くため、1日も早く、結果と対応策を示すべきです。そのため、今後も全力をあげ、本会議や委員会の場で質していきます。

## 九月議会代表質問の要旨 本県の産廃行政について(質問骨子)

**Q1** 知事も先日、現場に行かれたようですが、県の敗訴が確定したことを受け、飯塚市内住地区の処分場問題について、知事がどのような所見を持っているのか。また、とりわけ地元住の方々に対しては、どのような思いを持っているのか、お聞きする。

**A** ●最終処分場と周辺環境の状況、さらに現在実施している現地調査の内容を確認するため、現地へ行きました。  
●地元住民の方々には平成13年以来ご心配をおかけしています。また、最高裁の判断まで長期間を要し、心苦しく、申し訳ないと思っています。  
●確定判決を真摯に受け止め、処分場の現状に対応した措置命令ができるだけ早く発出することが何より重要だと考えています。



たものなのかお聞きする。

**A** ●調査専門委員会は、措置命令を発出するための技術的、専門的な調査内容や改善方法を議論するために設置しました。  
●今回は、処分場全体の状況をしっかりと把握するため、かなりの数のボーリングや多岐にわたる調査を行いますので、相当の期間を要します。  
●調査結果を分析、検討し、なんとか年度内に措置命令を発出できるよう議論を終えたいと考えています。

**Q2** 住民が司法に訴えなければならないという、これまでの産廃行政を、どのように改善していくのか、知事の考え方をお聞きする。

**A** ●しっかり対応を行ってきたと考えていますが、この処分場に関しては初期の業者に対する指導や住民の皆さんと意思疎通が十分でなく、不信感につながり、訴訟に発展したと考えています。  
●産廃行政については、これまで環境部門の組織強化を図り、専門性、機動性の確保を図ってきたところであり、この機能を十分活用して、問題の早期発見、早期対応のための監視指導の強化や住民の皆さんに対する説明等、適切に対応します。

**Q5** 現地調査の結果、「安定5品目」以外の違法な廃棄物が埋め立てられていることが確認された場合、どのように対応するのかお聞きする。

**A** ●調査結果をもとに、生活環境保全上の支障の内容、改善方法を調査専門委員会で十分にご審議いただきます。  
●調査専門委員会の審議を踏まえて、措置命令の内容を決定します。

**Q6** 県として、年度内に措置命令を出すことを考えているようだが、廃棄物の放置が住民の健康に被害を与える恐れがあることを考えると、できるだけ早く調査結果を公表し、措置命令を出すべきだと考える。そこで、このことについて、知事の考え方をお聞きする。

**A** ●処分場に関して、支障の内容や改善方法を明らかにするために徹底した調査を行う必要があります。  
●調査にはそれ相当の期間が必要となります、調査結果は機会あるごとに原告等住民の皆さんに丁寧に説明を行っていきます。  
●住民の皆さんに日常的に使用されている井戸水については、これまでのモニタリングを強化し、飲用に適しているかどうかの検査を毎月行います。  
●モニタリングの結果は隨時お知らせし、原告住民の方の安全・安心の確保に引き続き努めます。

**Q4** 「調査専門委員会」は、いつ頃までに、どのような結論を得ることを見通し、設置し

## 平成24年7月梅雨前線豪雨災害からの復旧・復興への取り組みについて

今回の7月の梅雨前線豪雨では、死者5名、被害総額約670億円という甚大な被害が発生しました。

犠牲となられた方々に謹んでお悔み申し上げますとともに被災された皆様に心からお見舞を申し上げます。

わが会派は、8月1日に柳川・みやま地域、八女、久留米・うきは地域を視察し、被災状況を調査するとともに、被災者、被災地域からの陳情を受けました。政府も7月20日野田総理が熊本・福岡両県を視察した他、関係大臣等の視察も相次ぎ、その結果これまでを大幅に上まるスピードで、7月30日に農業関連等の被災に対する激甚災害指定、8月10日に公共土木関連の激甚災害指定が実現しました。

一方県は、災害発生直後直ちに被害拡大防止のための緊急復旧工事を実施するとともに、避難された方々への生活物資の提供、応急仮設住宅の建設など被災された皆さんへの緊急的な生活支援対策を講じてきました。また、災害廃棄物の処理についても、受け入れ市町村との調整を速やかに行ってきました。

さらに、8月6日に「平成24年7月梅雨前線豪雨福岡

県災害復旧本部」を設置し、公共土木施設の復旧工事や、災害義援資金の貸付、農林漁業者・中小企業者に対する金融支援などの復旧の取組みを開始しています。

引き続き、被災者の生活支援、道路、河川などの公共土木施設や農業関係の災害復旧事業、被災箇所の改良に繋がる関連事業など、迅速かつ円滑な復旧・復興を実現すべく会派をあげて取り組みます。



8月1日、八女市長野地区行政区長から被災状況の説明を受ける



8月1日、柳川市長、JA柳川組合長他と災害復旧について意見交換

## 九月定例県議会閉会、豪雨対策に220億円

9月14日から10月4日まで21日間の日程で開催された、九月定例県議会は平成24年度一般会計補正予算など43件の議案を原案どおり可決し閉会しました。

7月の梅雨前線豪雨に伴う災害復旧・復興対策として、

被害者の救済、生活支援、農林漁業者、中小企業支援、公共土木施設等の災害復旧に要する経費約220億円を含め、総額253億5千万円を増額する補正予算は災害復旧としては平成に入り最大規模となっています。

## 川崎西日本新聞社長が講演

県議有志や個人、民間企業、自治体で作る「九州の自立を考える会」は昨年9月15日の結成以来、1周年を迎えます。自立の会は国と地方の二重行政解消や広域行政、九州の一体的発展などを調査、研究する目的でスタートしました。この間、機関紙「天・地・仁」4回の発行やセミナーを開催してきました。今回の第2回セミナーは、西日本新聞の川崎社長が「地方メディアと道州制」と題し講演。九州各地の新聞が社説で掲載した地方分権に関する主張や回数について紹介し、その上で「九州だけでやっている経済規模があり、個人的には早く道州制を実現すべき」などとのべました。私は同会の副会長の任にあります。今後も自立の会の活動に積極的に関わっていきたいと考えています。



△第2回セミナーで開会挨拶

## 合併市町村の交付税算定替期間の延長実現を! 一飯塚市は29億円の減額

「平成の大合併」から10年が経過し、合併前の旧市町村にそれぞれ交付されていた交付税を合算した額を合併から10年間保証し、通常の交付基準で算定した交付税を上回る優遇策として執られてきた「合併算定替特例措置」が、合併11年目から5年間で段階的に減らされ本来の水準に戻す激変緩和措置に入る時期が近づいています。

福岡県内の合併市町村(18市町村)における合併算定替特例措置と本算定を比較すると約12%(東峰村)から約35%(みやこ町)の減額となり、飯塚市は約29億円が平成28年度から5年間で減額されます。

合併自治体に対する特例については同特例措置と合併特例債があります。その内の特例債については、地元飯塚市からの強い要望もありましたが昨年8月30日に東日本大震災の被災自治体の合併特例債の発行期限を10年から15年に延長する法案が可決され、その際の衆参総務委員会での「被災地以外の合併市町村にも類似の措置を講ずるべき」との付帯決議を踏まえ、本年6月27日には被災地以外の合併市町村の合併特例債の発行期限を5年間延長し(10年→15年)、



その上で被災地はさらに5年間延ばすこと(15→20年)が決定されました。

これらの経緯を踏まえ合併市町村の実情に鑑みた場合、例えば飯塚市は平成28年度から5年間で29億円もの巨額の交付税が削減されることになり、市運営にとって死活問題と言える事態に直面します。厳しい状況ですが、合併特例債の発行期限の延長と同様に交付税額の合併算定替期間の延長はぜひ実現すべく取り組みます。

## 以上の状況認識から、桂川町出身(中央区選出)の原中誠志県議が一般質問を行いました

**Q1** 合併後のそれぞれの自治体の課題について、県はどのように実情を把握し、認識しているのか。

**A** (1) 県では、合併市町村対象の調査等を毎年実施し、課題把握に努めている。課題としては、

- ①人口減少、少子高齢化に対応した行財政運営の効率化
- ②道路等のインフラ整備、地域防災対策の強化
- ③庁舎・公共施設の再編や空きスペースの有効活用
- ④周辺部の旧町村の活力維持、住民の一体感醸成など。

(2) 合併市町村は、各地域における課題を抱えながら、新たなまちづくりを進めるため、行財政の効率的運営に懸命な努力を重ねていると認識している。

(3) 県としては、合併特例交付金による財政支援や県職員の派遣、人事交流・研修生受け入れによる人



材育成の支援、国の各種財政支援につき、起債などを有利に活用できるよう積極的な情報提供や助言を実施している。

**Q2** 「合併算定替特例措置」は合併自治体の自立を果たす上でも重要な施策である。知事はこの措置をどのように認識され、評価されているのか。また、合併後の厳しい自治体運営に鑑み、県内18の合併市町村は国に「合併算定替特例措置」の延長を求める

ていることについて、知事はどう考えているのか。

**A** この制度は、合併市町村におけるまちづくりを支援するとともに、その行財政基盤の強化を図るために重要な役割を果たしている。

長引く円高やデフレから依然として脱却できず、地方税収の大きな伸びも期待できない中、合併市町村は、広域的・計画的なまちづくりを進めていく上で、厳しい財政運営を強いられている。県内の合併市町村が、合併算定替の特例期間の延長を求めていることは、将来にわたっての危機感の現れであると考えている。

**Q3** 県内18の合併自治体は、この「合併算定替特例措置」の延長を国に求めている。県として、国に延長を求めるべきだと思いますが、知事の考えはどうか。

今後の合併市町村への財政措置については、現在、  
**A** 交付税のあり方も含め、広域化や市街地の分散による構造の変化などを勘案しながら、国において検討されている。

国における検討にあたっては、合併市町村が合併算定替の期間延長を求めている地方の実情を十分に踏まえるよう、県として要望していく。

## PHOTO 吉村敏男 GRAFFITI



△ ジョアン・クロス国連ハビタット事務局長  
歓迎レセプション [5月30日]



△ 台湾総統府秘書長(官房長官)、国民党秘書長(幹事長)を歴任後、今年2月、対日本窓口機関である亞東関係協会会长に就任した廖了以氏(写真中央)を囲んで [9月27日・福岡市内]

会派で石巻市ガレキ置場を視察  
サーベイメータで測定 [5月28日]



△ 第1回セミナーで開会の挨拶 [6月12日]



ミャンマーの15の民間銀行の中で  
最大手の銀行であるKBZ副会長であり、大統領の金融改革顧問機関「金融改革評議会」の役員も務めているウ・タンルイン氏とのミャンマーにおける投資環境や金融機関の現状、経済発展の見通しなどの意見交換

[7月10日・ヤンゴン]



△ 警察委員会の筑豊自動車試験場移転予定地(旧県立嘉穂中央高校跡地)  
視察 [9月12日]

## 吉村敏男 事務所

〒820-0082 飯塚市若菜52-1  
Tel.0948(23)1210 Fax.0948(25)6071

### お願い

個人情報保護法が施行され、個人情報の管理が厳しく制限されるようになりました。その結果、事務所として冠婚葬祭における祝電、弔電などが把握できず、大変失礼をいたしております。友人、知人、親族等の冠婚葬祭等がございましたら、ぜひ、御一報くださいますようお願いいたします。